

『マイナンバー制度』

今年の1月からマイナンバー制度が始まり、社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要となりました。みなさんのお手元にも「通知カード」が届いていると思います。マイナンバーは、国籍に関係なく日本国内に住民票がある人すべてに割り当てられ、原則として一生変わることがありません。従って、一度日本を出国し、その後再び日本で暮らすことになった場合も同じマイナンバーを使用することになります。今月は、マイナンバー制度のなかでも在住外国人のみなさんに関する項目をいくつかお話したいと思います。

【個人番号カード】

通知カードを受け取ったら、任意で「個人番号カード」を申請することができます。個人番号カードは、マイナンバーや電子証明書、本人確認情報、顔写真、およびマイナンバーに関連する機能などが入った多機能ICカードです。マイナンバーを証明する書類として、また各種行政手続きのオンライン申請に利用できます。個人番号カードは公的な身分証明書として利用することもできますが、在留カードと違い常時携帯する義務はありません。永住者以外の中長期滞在者の個人番号カードは「在留期間の満了の日」が有効期限です。また、特別永住者と永住者は日本人と同じく、20歳以上の場合はカード発行日後に迎える10回目の誕生日が、20歳未満は5回目の誕生日が有効期限となります。



【日本から転出する場合】

外国へ転出する場合、在留カードと一緒に、通知カードまたは個人番号カードを返却することになります。その際、返却したカードに国外転出の旨が記載され、その場で還付されます。その後、再び日本で中長期滞在するときには、そのカードを提示すると以前と同じマイナンバーが交付されます。

【外国への送金・外国からの送金受領】

外国人のみなさんは、銀行などの金融機関から外国へ送金をしたり、外国からの送金を受け取る機会も多いかと思います。今年の1月から、そのような場合にマイナンバーを提示しなければならなくなりました。通知カードの場合は、運転免許証やパスポートなど住所・名前・生年月日の記載のある証明書類も必要となってくるのでご注意ください。

マイナンバーは大切に保管し、なくさないようにしましょう。また、むやみに他人に教えないようにしましょう。

このコーナーへのご質問、ご意見、ご要望は：(公財)宮崎県国際交流協会

TEL: 0985-32-8457 FAX: 0985-32-8512 E-mail: miyainfo@mif.or.jp